

改正

平成20年3月31日条例第13号

平成25年3月29日条例第33号

吹田市立障害者支援交流センター条例

吹田市立障害者支援交流センター条例（平成12年吹田市条例第38号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 生活介護施設（第4条—第9条）

第3章 障害者短期入所施設（第10条—第16条）

第4章 市民相互の交流を図るための施設の使用（第17条—第23条）

第5章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図ることを目的として、障害者支援交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 障害者支援交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 吹田市立障害者支援交流センター

（2） 位置 吹田市千里万博公園12番27号

（施設）

第3条 吹田市立障害者支援交流センター（第24条において「センター」という。）に次の施設を置く。

（1） 生活介護施設

（2） 障害者短期入所施設

第2章 生活介護施設

（目的）

第4条 生活介護施設は、常時介護を要する身体障害者又は知的障害者を通所させて、身体機能又

は生活能力の向上のために必要な支援を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 生活介護施設は、次の事業を行う。

- (1) 入浴、排せつ及び食事等の介護
- (2) 生活等に関する相談及び助言
- (3) 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第6条 生活介護施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障害者

(定員)

第7条 生活介護施設の定員は、60人とする。

(使用料等)

第8条 第6条第1号に掲げる身体障害者又は知的障害者が生活介護施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。

2 第6条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者が生活介護施設を使用する場合は、身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規定による行政措置に要する費用を負担しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食事の提供を受ける身体障害者又は知的障害者は、当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又

は退去を命ずることができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

第3章 障害者短期入所施設

(目的)

第10条 障害者短期入所施設は、身体障害者又は知的障害者を一時的に保護すること等を目的とする。

(事業)

第11条 障害者短期入所施設は、次の事業を行う。

- (1) 介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった身体障害者又は知的障害者を短期間入所させて保護する事業
- (2) 日中において一時的に見守り等が必要となった知的障害者を支援する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第12条 障害者短期入所施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその介護を行う者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（同法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者
- (2) 18歳以上の知的障害者（前条第2号の事業を利用する者に限る。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障害者

(定員)

第13条 障害者短期入所施設の定員は、1日につき7人とする。

(使用期間)

第14条 第11条第1号の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き使用することができる期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第15条 第12条第1号に掲げる身体障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（同法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。

2 第12条第2号に掲げる知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、当該知的障害者の障害の程度、事業の所要時間等を考慮して前項に規定する使用料の額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 第12条第3号に掲げる身体障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規定による行政措置に要する費用を負担しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、食事の提供を受ける身体障害者又は知的障害者は、当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

（準用）

第16条 第9条の規定は、障害者短期入所施設について準用する。

第4章 市民相互の交流を図るための施設の使用

（施設の使用）

第17条 市長は、市民相互の交流を図ることを目的として、第6条及び第12条の規定にかかわらず、次条に掲げる者に規則で定める施設を使用させることができる。

（使用者の範囲）

第18条 前条に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1） 市内に居住する障害者及びその介護を行う者
- （2） 市内の障害者福祉団体
- （3） 市内の社会奉仕活動を行う福祉団体
- （4） その他市長が適当と認める者

（使用の許可）

第19条 第17条に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（許可の制限）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- （1） 管理上やむを得ない事情があるとき。

(2) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第22条 第17条に規定する施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備の設置等)

第23条 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第5章 雑則

(免責)

第24条 この条例に基づく処分によってセンターを使用する者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市立障害者支援交流センター条例（以下「旧条例」という。）第5条に規定する事業、旧条例第11条に規定する事業又は旧条例第17条に規定する事業を利用した者が納付し、又は負担すべき使用料等については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、旧条例第11条に規定する事業を利用している者（旧条例第12条第1号に該当する者に限る。）又は旧条例第17条に規定する事業を利用している者（旧条例第18条第1号に該当する者に限る。）は、施行日から平成24年3月31日までの間は、この条例による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例（以下「新条例」という。）第6条第1号に該当する者

とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、新条例第8条第1項中「範囲内の使用料」とあるのは、「範囲内においてその障害の程度を考慮して規則で定める額の使用料」とする。

附 則（平成20年3月31日条例第13号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。